

新たな組織的かつ不適正な問題②

～ 県土整備常任委員会（公社等外郭団体の不正経理について）～

4月に発覚した虚偽報告、繰り越し手続き漏れ、5月に報告書の出た公社等外郭団体の不正経理問題について、6月定例県議会では【不正経理調査特別委員会】の設置が多数を占める自民党により否決され、健康福祉部、農林水産部。県土整備部だけが 閉会中の常任委員会で審議されることになりました。

7月22日の午後、健康福祉部と農林水産部の常任委員会が開かれましたが、再度の審議は予定されていません。

7月27日の午後、県土整備常任委員会が開催されました。

議題

- 1、県土整備部が所管する公社等外郭団体における不正経理について
- 2、県土整備部所管に係る繰り越し手続き漏れ工事問題について

公社等外郭団体における不正経理については、所管する6つ団体のうち 不適正額の出た財団法人千葉県まちづくり公社・財団法人千葉県建設技術センター・千葉県道路公社・財団法人千葉県下水道公社の4団体の各理事長が参考人として招致されました。

【調査結果一覧表】（平成15年度～20年度）

単位：千円

団体名	主管する課名	調査対象額	不適正(支出ベース)		突合できなかった		プール金
			額	%	額	%	
(財)千葉県まちづくり公社	県土整備政策課	66,189	6,255	9.6	26,852	85.2	0
(財)千葉県建設技術センター	技術管理課	43,816	1,549	3.5	0	0	0
千葉県土地開発公社	用地課	2,701	0	0	0	0	0
千葉県道路公社	道路計画課	35,263	336	1.0	22,796	64.6	0
(財)千葉県下水道公社	下水道課	22,290	36	0.2	6,900	31.0	0
千葉県住宅供給公社	住宅課	2,609	0	0	1,329	0	0
合計		172,868	7,802	4.5	57,887	33.5	0

主管する課の不突合率

政策課：13.2% 技術管理課：9.5% 用地課：18.3%
 道路計画課：23.5% 下水道課：5.1% 住宅課：23.8%

不突合率の85、2・64、6%
 これをそのまま適正処理されては、
 県民として許すことはできません。



【常任委員会での質疑応答】

川本さんは、事前に議員に提供された関連資料をもとにさらに資料提供を求め、それらを十分にチェックし、常任委員会に出席しました。川本さんの指摘に対して各公社理事長から答弁がありました。

提供された関連資料

- ・ 様式1：業者ごとの調査票（伝票番号・起票日・支払日・金額など）
- ・ 様式2：支出伝票をもとにした確認票(様式1から転記)
- ・ 業者プール金状況
- ・ 不適正分類による一覧

【川本さんの指摘事項】

(財)千葉県まちづくり公社

- ・ 起票日より支払日が高い
- ・ 起票日と支払日が同日
- ・ 日付が違う同番号の伝票
- ・ 日付・伝票番号・支払日が無い
- ・ 伝票番号が順不同
- ・ 消耗品目に「鷹の置物」「洗濯機」「デジカメ」

(財)千葉県建設技術センター

- ・ 様式1と2の起票日がほとんど違う(1では3月25日が 2では4月1日)
- ・ 伝票に支払済印の欄はあっても 支払済みの印がどこにも押印されていない
- ・ 消耗品の品目がほとんど明記されていない

千葉県道路公社

- ・ 様式1では、「業者帳簿が無い」となっているが、様式2では、「業者帳簿と照合」となっている
- ・ 業者帳簿の提出がされないものが虫食いのようになってる

(財)千葉県下水道公社

消耗品目に書籍、エアポット、祝儀・霊前袋

【各理事長の答弁】

「実際、目を通しましたが、膨大ですので、実際 これをチェックして 私が理解できるかというあまり理解できない」

「非常に短期間でこれだけの作業を行ったもので、全て転記ミスという確認がとれて・・・」

「非常に短期間で膨大な作業をしたわけですからなかなか、全て間違いなくチェックするという事は困難だ。」

「記載の仕方にミスがございました。」

「誤ってしまいまして・・・」

「コンプライアンスの欠如でございます」

「内容の確認という観点に立てば、一括でなく、書くべきであったかなと反省しております」

「業者の業者の統合や取り扱い品目の変更によって、帳簿を紛失した・・・」

川本さんは、業者帳簿の法令上の保管義務についても指摘しました。

「10万円以下のものは消耗品」

「祝儀袋などは、・・・公社を代表して役員等が出席・・・」

各公社とも、提供された関連資料に不備が多く、再度提出される関連資料にもとづき、8月20日(金)に常任委員会が開催されることになりました。

2週間あまりの時間をかけチェックしたものが、「ミスでした」で済ませて良いものでしょうか。まちづくり公社の理事長は「膨大な資料を短時間で・・・」と弁解を繰り返し、さらに「私が理解できるかというあまり理解できない」との発言。公社の理事長として、適任といえるのでしょうか。



不正経理の問題を調査するために開催された、閉会中の常任委員会、そのために提供された資料が「間違いでした」では、「そんなずさんなやり方で県税を使っているのか」と憤りを感じると共に、私たち県民を代表する議会を何と考えているのか？コンプライアンスの欠如と言いますが、間違ったものを平気を出してくることは、社会人としての姿勢としてどうなのでしょう。一般企業では決して許されるものではありません。

(財)千葉県まちづくり公社理事長の経歴

- 平成16年 環境生活部次長
- 17・18年 県土整備部理事
- 19・20年 (財)千葉県まちづくり公社理事長(県職員)
- 21年～ 同 理事長

千葉県道路公社理事長の経歴

- 平成18年 県土整備部道路計画課課長
- 19・20年 県土整備部次長
- 19年 千葉県道路公社理事(県職員)
- 20年 同 理事長

問題の天下り・・・・・・・・

是非傍聴を

8月20日(金)13時～
県土整備常任委員会
議題：公社等外郭団体に
おける不正経理問題